

令和4年第2回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月25日（金）午後2時10分より

2 場 所 北海道伊達市市民活動センター 交流室1・2

3 出席委員

農業委員

1 番 廣瀬 匡聡 3 番 宮澤 豊 4 番 板東 俊昭
5 番 畠山 義則 6 番 佐藤 和信 7 番 三木 克輝
8 番 水戸部 俊輝 9 番 小貫 豊

農地利用最適化推進委員

佐藤 修 栗橋 誠 八木沼 保幸 松下 敬夫
馬場 旭 佐々木 園美 佐藤 正幸

4 欠席委員

農業委員

2 番 梅津 和美

農地利用最適化推進委員

寺島 亨 大友 敏雄 広瀬 英俊

5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 正人 農地係長 鈴木 洋夫 農地係主任 横浜 康弘

令和4年第2回農業委員会総会議事

区分	申請内容	議事番号	頁	可否 区別	摘要
議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について	1	1	可	
議案第2号	農地法第3条の許可申請について	1	2	可	
		2	2	可	
		3	2	可	
		4	2	可	
		5	3	可	
		6	3	可	
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について	10-1	4	可	
		10-2	4	可	
		10-3	4	可	
		10-4	4	可	
		10-5	4	可	
		10-6	5	可	
		10-7	5	可	
議案第4号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について	1	6	可	
		2	6	可	
		3	6	可	

会長 それでは、ただいまから、令和4年第2回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中8名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、議案4件となっております。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

局長 本日、議席番号2番梅津和美委員、推進委員の寺島 亨委員、大友敏雄委員、広瀬英俊委員より総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び令和4年3月の行事予定につきましては、お手元に配布しました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号5番、畠山義則委員及び議席番号8番、水戸部俊輝委員の両委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の横浜主任を指名いたします。

会長 それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況についてを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 （議案第1号、番号1について補足説明）

会長 それでは、審議に入ります。番号1について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。

それでは、採決します。番号1について、原案のとおり受理することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については原案のとおり受理することといたします。

会長 次に、議案第2号、農地法第3条の許可申請についてを上程いたします。なお、番号4については大友敏雄委員が議事参与の制限に該当しますが、本日、欠席のため他の案件と合わせて一括で審議を行うことといたします。

会長 議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 （議案第2号、番号1から番号6について補足説明）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号2について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号2について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号2については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号3について、発言のある方は挙手願います。八木沼委員。

八木沼委員 番号3、それと番号4については、国営緊急農地再編事業の対象地にはなっていないのか。国営事業の対象地であれば、農地法第3条ではなく、基盤強化促進法を使うのではなかったか。

事務局 対象地に入っていると思われませんが、農業委員会総会で審議していれば農地法第3条で問題はありません。ただし、農振には入っていないかもしれませんが。この案件は土地所有者の意向もあり農地法第3条での許可申請となっております。ただ今ご審議をいただきました番号1、番号2の国有地と同じ扱いになるものと思われま

八木沼委員 分かりました。

会長 他に、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号3について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号3については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号4について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号4について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号4については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号5について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号5について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号5については許可処分相当といたします。

会長 次に、番号6について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

番号6について、原案のとおり許可処分することに賛成の農業委員は挙手願います。

(委員挙手)

会長 賛成多数ですので、番号6については許可処分相当といたします。

会長 次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。本案件については、伊達市長から決定を求められております。あわせて、所有権を取得した者から請求があるときは、囑託登記を行うものとします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局（議案第3号、番号10-1から番号10-7について補足説明）

会長 それでは審議に入ります。10-1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。10-1について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、10-1については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、10-2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

10-2について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、10-2については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、10-3について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

10-3について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、10-3については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、10-4について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

10-4について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、10-4については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、10-5について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

10-5について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、10-5については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、10-6について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

10-6について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、10-6については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、10-7について、発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。

10-7について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、10-7については原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを上程いたします。本案件については、伊達市長より農業振興地域整備計画の変更に係る意見書を求められております。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 （議案第4号、番号1から3については補足説明なし）

会長 それでは審議に入ります。番号1について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号1について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号1については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号2について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号2について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号2については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 次に、番号3について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決します。番号3について原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（委員挙手）

会長 賛成多数ですので、番号3については計画どおり承認することとして意見書を提出することといたします。

会長 以上で、本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回農業委員会総会を閉会いたします。